

(互選議員の選挙の方法)

第 8 条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数をこえない場合はこの限りでない。

2 前項の投票は1人につき1票とする。

(附 則)

1. 第9条の規約を第8条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。